

(関連分野)

介護・子育て・医療

(事業の名称)

フレキシブル支援センター

(関係省庁名)

内閣府、厚生労働省

事業の概要**(事業主体)**

- ・設置主体は市町村。
- ・運営は、地元のNPO法人、社会福祉法人、民間企業等の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を適確に遂行するに足る能力を有するものに委託して行う。
- ・委託先としては、地域とのネットワークの下で地域ニーズに応えた柔軟な支援活動を行っているか、あるいは、こうした事業展開が可能であると見込まれるところとする。
- ・新規だけでなく、既存の事業や施設に対象者の拡大を行う形も可。

(事業内容)

- ・地元のニーズに対応した、日中を中心とした預かり・見守り・介護サービスを提供。夜間預かり、宿泊等のオプションも可。児童・障害者・高齢者等の専門カテゴリーに特化せず、多世代交流型の利用形態（別紙1、2参照）。ただし、例えば、児童を中心とした「児童型」なども可。
- ・地元のハローワーク、介護福祉施設、専門職養成校（又は社会福祉協議会。以下同じ）、地域活動組織等のうち地域において適切と認められる機関と連携体制を組み、離職者、雇止めされた派遣労働者等未経験者への研修を雇用下で行う。
 - 研修期間は、1人につき1年～2年程度。研修期間終了後、引き続き雇用を継続することも可。
 - カリキュラムは、各センターが、適宜連携専門職養成校の協力を得て作成。介護福祉士、ホームヘルパー等の資格取得に役に立つ内容とすることが望ましい。
- ・地域交流（地域住民が自由に交流）
- ・農業や特産品販売など、地域特性に応じた収益につながる事業（地域での職場づくり）を行うことも可。

(設備・人員等の基準)

- ・原則として、市町村の自由設計。ただし、
 - (1) 建築基準法、消防法、旅館業法等の適用に留意する。
 - (2) 職員について、①事業や研修を管理するコーディネーター（他事業所との兼務可）及び利用形態に応じて必要があれば、利用者の支援を行う生活支援員（他事業所との兼務可）を置く。②職員のうち、5～10名程度（目安であり、利用者数が少ない場合はこれより少ない数でも可）は雇用下での研修の対象者とし、ハローワークと連携し、離職者、雇止めされた派遣労働者等をできる限り優先的に採用する。

(利用者の規模)

- ・市町村の自由設計。目安としては、1日当たりの平均利用者数は、地域の利用者を中心に、数人から20人程度（これ以上でも可）。

(利用料)

- ・原則として、市町村の自由設計。ただし、少なくとも、食費や創作活動の材料費等の実費相当分は、利用者の負担とする。

(委託費水準)

- ・適切な運営が安定的にできる水準を確保する。こうした観点から、年間の定額払いとすることも可。
- ・想定する利用形態次第であるが、一例としては、
 - ◆ 市町村→センター
利用者1人7,000円×25日×12月=210万円を参考に、1日10人程度の利用を予想するのであれば年間2,100万円程度、20人程度を想定するのであれば、年間4,200万円程度
 - ◆ 市町村→センター→連携介護福祉施設、連携専門職養成校
1センター当たり、センター経由で年間総額500万円程度
- ・また、既存の事業や施設と併設した例として、別紙3～5のような事業イメージも参考となる。

(関係者の役割)

- ・市町村：実施主体（施設や設備の整備、運営委託先の選定・監督）、連携体制の構築など
- ・都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など
- ・国：事業運営全般やカリキュラム作成等に関する相談・助言、専門職養成校等への協力要請など

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)

制度改正：特になし

(期待される効果)

定性的効果

- ① フレキシブルな支援：日中のお世話や預かりサービスが必要な人は誰でも受け入れ（「縦割り」を超え、サービスの隙間がない）。
- ② 離職者等の現場訓練（OJT）の場：センターや連携介護福祉施設、連携専門職養成校での訓練を通じ、介護・福祉分野への就職・キャリアアップを支援する場とする。
- ③ 地域に密着した運営：市町村が設置し、地元で柔軟な地域支援活動を展開するNPO法人や社会福祉法人、民間企業等に運営委託。

(先行事例)

- ① 北海道・コミュニティハウス構想（北海道庁が道州制特区で要望中。対象者を限定しない、必要な人が誰でも使えるハウス。釧路市「コミュニティハウス冬月荘」の試行）

② 富山・宅老所「このゆびと一まれ」（高齢者だけでなく、子どもや障害者も一緒にお世話をしている）

（期間後の取扱い）

平成24年度以降は、規制緩和措置の検討と併せ、介護保険制度などの既存制度、事業に切り替える。なお、センターそのものを制度化することも検討する。

（関係省庁担当者連絡先）

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官 課長補佐 唐木

電話番号：03-3581-0503（直通）45357（内線） / ファックス：03-3581-0887

厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室 室長補佐 山田

電話番号：03-3595-2159（直通）7706（内線） / ファックス：03-3595-2158